

(工学部内規程第22号)

鳥取大学大学院工学研究科長候補者選考規則

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院工学研究科長(以下「研究科長」という。)候補者の選考は、鳥取大学の管理運営に関する規則(平成16年鳥取大学規則第57号)第23条第4項の規定に基づき、鳥取大学大学院工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)がこの規則により行う。

(選考の時期)

第2条 研究科委員会は、次の各号の一に該当する場合に研究科長候補者を選考する。

- 一 研究科長の任期が満了するとき。
- 二 研究科長が辞任を申し出たとき。
- 三 研究科長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合は、その事由の発生後、速やかに選考を行うものとする。

(研究科長候補者)

第3条 研究科長候補者は、鳥取大学大学院工学研究科(以下「工学研究科」という。)の専任教授のうちから選挙により選考する。

2 前項の教授は、選考の参考とするため、研究科長候補適任者として推薦されること又は自ら研究科長候補適任者として意志を表明することができる。この場合において、第8条に規定する選挙管理委員会は、これらの者の氏名を公表するものとする。

(選挙資格者)

第4条 研究科長候補者の選挙資格を有する者は、選挙当日に現に工学研究科に在職する専任の教授、准教授、講師及び助教とする。

(選挙の期日及び通告)

第5条 研究科長又はその代理者は、第2条第1項各号の一に該当する場合において速やかに研究科委員会を開催し、選挙の日時、場所その他必要な事項を定め、選挙日の7日前までに選挙資格者に通告しなければならない。

(選挙の方法)

第6条 選挙は、投票により行い単記無記名とする。

2 不在投票及び代理投票は認めない。

(選挙)

第7条 研究科長候補者の当選者は、有効投票の過半数を得た者とする。

2 有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票数の者2人について、決選投票を行う。この場合において、得票数第1位の者が3人以上あるときは、その者全員について、決選投票を行う。また、得票数第1位の者が1人で第2位の者が2人以上あるときは、その者全員について、決選投票を行う。

3 決選投票の結果、得票多数の者を研究科長候補者の当選者とする。ただし、得票同数のときは、前項に定める投票を行う。なお、再度、得票同数の場合には研究科委員会で決定する。

4 第2項及び第3項の場合において、第3条第2項に規定する以外の者が得票多数の者となった場合、その者が研究科長候補者になることに同意しないときは、その者を除外し、順位を繰り上げて選挙を実施する。

(選挙管理委員会)

第8条 研究科委員会は、選挙を管理させるため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(研究科長候補者の報告)

第9条 研究科長又はその代理者は、選挙により選出された研究科長候補者について、研究科委員会の議を経て、学長に報告する。

2 研究科長候補者に選出された者が、やむを得ない事由により辞退したときは、本規則により改めて選考を行う。

(任期)

第10条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

(雑則)

第11条 この規則の改正及び細則の制定は、必要に応じて研究科委員会が行い、研究科委員会に出席した構成員の3分の2以上の同意を要する。

2 この規則の実施又は解釈に疑義があるときは、研究科委員会の議により決定する。

附 則

この規則は、平成14年7月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年4月1日に就任する研究科長は、新規則第10条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に在任する学部長を充て、任期は平成21年3月31日までとする。